

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する取扱規程

第1章 総

則

(目 的)

第1条 この規程は、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）における競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、不正を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「競争的研究費等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的研究費等を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学を研究機関とする研究代表者又は研究分担者を務める者及び競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者をいう。

3 この規程において「不正」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、人件費又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及び法令等に違反した競争的研究費等の使用並びに、研究活動における捏造、改ざん、盗用その他研究倫理に反する行為をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は競争的研究費等の取扱いについて、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、関係法令及び交付等の際の条件（以下「法令等」という。）を遵守しなければならない。

第2章 運 営 及 び 管 理 体 制

(最高管理責任者)

第4条 本学に、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する不正防止対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が競争的研究費等の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学における競争的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長、各学科長、法人本部の課長職若しくは課長職相当者をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 管理監督又は指導及び対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
- (2) 不正の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス・研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究者等が適切に競争的研究費等の管理、執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公開)

第7条 前3条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開する。

(職務権限の明確化)

第8条 競争的研究費等の本学内における各学部、各学科及び事務局の事務分掌は本規程の他、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する不正防止対策実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に定められたものとする。

- 2 前項に定める事務分掌を執行する研究者等は、法令等、本規程、実施要領及び取扱要領を遵守する責任を負う。
- 3 第1項に定める事務分掌を執行する研究者等が所属する各学部長、各学科長、法人本部の課長職若しくは課長職相当者は、当該事務分掌の執行に対する決裁権限を有するとともに、その管理監督の責任を負う。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(経理事務)

第9条 競争的研究費等の取扱いは、取扱要領により取扱うものとする。

(相談窓口)

第10条 競争的研究費等に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口は法人本部財務課とする。その担当課名は公開する。

第4章 研究者等の意識向上等

(行動規範)

第11条 不正を防止するため、研究者等の行動規範を策定する。

(研修会等)

第12条 不正を防止するため、コンプライアンス・研究倫理教育に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

(研究者等の責務)

第13条 研究者等は、コンプライアンス・研究倫理教育に係る研修会等（研究倫理 e ラーニングを含む）を受講しなければならない。

2 研究者等は、別に定める様式にて誓約書を最高管理責任者あてに提出しなければならない。ただし、研究倫理 e ラーニングにおいては、受講後に発行される修了証書等を誓約書として取扱うものとする。なお、修了証書等の有効期限は5年間とし、有効期限が過ぎた際は、研究者等は改めてコンプライアンス・研究倫理教育に係る研修会等を受講するものとする。

3 前項の義務を履行しない者にあつては、競争的研究費等の申請、運営及び管理に関わることができない。

第5章 不正に係る調査、処分等

(調査)

第14条 不正があつた場合又は不正の疑いがある事案が生じた場合には、実施要領に基づき必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正があつたと認められた者については、「学校法人札幌大谷学園就業規則」及び実施要領に基づき懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。

3 責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取扱うものとする。

第6章 不正防止計画

(不正防止計画部署)

第15条 不正防止計画を推進するため、不正防止計画部署を置き、財務課をもって充てる。

(防止計画の策定等)

第16条 不正防止計画部署は、不正防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。

2 不正防止の業務の推進及び管理は、次のように行う。

(1) 定期的に見直しを行い、不正防止計画に基づく研究者等への指導を行う。

(2) 前号に対応する要因について、具体的な不正防止計画を策定、公表、周知をする。

(3) モニタリング等により、顕在化した時に解決が必要と思われる事項の発生の要因を把握する。

第7章 競争的研究費等の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

第17条 コンプライアンス推進責任者は、随時、競争的研究費等の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しな

ければならない。

- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者は、「取扱要領」により繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

（取引業者との癒着防止）

- 第18条 発注又は契約する際は、「取扱要領」の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

第8章 情報伝達を確保する体制

（告発窓口）

- 第19条 不正等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する告発及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「告発窓口」という。）を設置する。

- 2 告発窓口は、法人本部に設置する。

- 3 告発窓口は、公開する。

（不正等に関する報告）

- 第20条 告発窓口に不正等に関する告発及び情報提供があった場合は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

（使用ルール等の理解度の確認）

- 第21条 不正防止計画部署は、不正を防止する観点から、研究者等に対し競争的研究費等の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

（不正防止に向けた措置）

- 第22条 不正防止計画部署は、不正防止に向けた取組の状況を公開するとともに、その施策を確実に継続的に推進するものとする。

第9章 モニタリング等

（監査制度）

- 第23条 競争的研究費等の適正な管理のため、「学校法人札幌大谷学園 内部監査規程」及び「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する監査要領」（以下「内部監査規程等」という。）に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

（内部監査と不正防止計画）

- 第24条 監査は、内部監査規程等に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事及び不正防止計画部署と連携して不正の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

第10章 そ の 他

(そ の 他)

第25条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等に関し必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第26条 この規程の改廃は、大学協議会及び教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年9月14日に決定し、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、2020年11月18日から施行する。

附 則（2023年3月15日合同教授会）

この規程の一部改正は、2023年4月1日から施行する。